

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 2 年 7 月 21 日

1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
  - ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
  - ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること
- 等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

## 1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小

企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

#### 記

(以下、別紙 1 と同じ)

## 令和元年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	19 (20)	1,987 (1,875)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	365 (365)	14,694 (18,073)
自動車小売業	1,638 (1,638)	12,021 (12,179)
産業別最低賃金合計	2,022 (2,023)	28,702 (32,127)

※ 令和元年 12 月 1 日現在の集計数である。

※ 平成 28 年経済センサス活動調査を基に推計したものである。

※ カッコ内は前年度の数字である。

## 令和2年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和2年7月20日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229、220を除く)、L7282	R2.3.9	R2.7.20	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	19	1,987	762	38.3%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282		R2.7.20	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	公正競争	365	14,694	6,735	45.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R2.7.20	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢		1,638	12,021	4,392	36.5%	

2020年7月21日

宮城労働局

局長 毛利 正 様

宮城地方最低賃金審議会

会長 赤石 雅英 様

宮城県春闘共闘会議

代表幹事 高橋 正行

代表幹事 中山 修

代表幹事 渡辺 孝之



## コロナ禍を理由に最賃引上げ凍結をせず、直ちに1000円以上に引き上げを求める要請書

いま、コロナ禍のもとで、国民生活は困窮しています。いまこそ、「所得の引上げによる貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。

リーマンショック（2008年）、東日本大震災（2011年）など、過去何度か私たちは経済危機を経験しました。その際、大量の解雇・雇止めや賃金抑制が発生し、最低賃金も抑制されました。しかし、そのことで経済復旧は実現せず、大企業などが内部留保を増やす一方で、労働者の賃金は下がり続け、消費購買力は低迷しています。これを繰り返してはならないと考えます。労働者国民の所得底上げで、GDPの6割を占める個人消費を上げることが、地域経済に大きく貢献し、経済復旧につながっていくと考えます。コロナ禍の収束には一定長期の時間を必要とします。一時的な手当ではなく、生活再建に向けた長期支援が担保されなければなりません。いま、医療介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き社会を支えています。しかし、多くが非正規雇用労働者であり、最低賃金近傍で働いています。（医療・介護労働者の6.6%30万人、卸売・小売業の労働者の22.9%130万人は、最低賃金×1.15倍未満の低賃金で働いています。）

わたしたちは、この度のコロナ禍においも、普通に働けば人間らしい生活が憲法25条に基づき保障されなければならないと考えています。

今審議会においては、宮城地方の最低賃金を、今すぐ1000円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

記

1. 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
2. コロナ禍で厳しい経営を余儀なくされている中小企業に対し、最賃引上げに資する支援制度を拡充すること。
3. 大企業の内部留保を活用し、最賃の引上げに活用すること。



2020年7月21日

地方最低賃金審議会 会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会 会長 殿

宮城地方の最低賃金を直ちに1000円  
以上に引き上げ、地域間格差の解消を  
求める要請書 ②

今回お届けする署名 ①+②

2,709筆

宮城県春闘共闘会議



# 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める要請書

宮城地方最低賃金審議会 会長 赤石 雅英 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之 殿

## ■ 請 願 趣 旨 ■

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、宮城地方の最低賃金を、今すぐ1000円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

## ■ 請 願 項 目 ■

1. 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する支援を行うこと。

以 上

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

【取扱団体】宮城県春闘共闘会議

# 主要統計資料

## 資料標題

### I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
  - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
  - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
  
- 2 有効求人倍率の推移
  - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
  - (2) 年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別） . . . 4
  
- 3 賃金・労働時間の推移
  - (1) 賃金
    - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
    - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
    - ハ 初任給の上昇額・率の推移（年度、学歴別） . . . 7
  - (2) 賃金・労働時間
    - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
    - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
    - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
    - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
  
- 4 春季賃上げ妥結状況
  - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和2年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
  - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
    - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
    - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和元年）

5	夏季賞与・一時金妥結状況（令和2年）（連合、経団連）	・・・14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、暦年・四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度、四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移	・・・28
<b>Ⅱ 都道府県統計資料編</b>		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・高卒初任給）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32

4	賃金・労働時間の実情と推移	
(1)	賃金	
	定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・33
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））	・・・34
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）	・・・35
(2)	消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）	・・・36
6	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・37
(2)	雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・38
(3)	就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・39

### Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和元年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 （ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）	・・・40
(2)	目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・41
(3)	効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・42
(4)	加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）	・・・43
(5)	最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）	・・・44
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・45
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移（暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等）	・・・46
(2)	業種別法違反の状況（令和2年 全国計） （業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別）	・・・47

# I 全国統計資料編

# 1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (※) (月平均)		完全失業率 (※)
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
平成 22 年	5,003,539	2.2	-	4,920,234	4.2	101.8	15.6	99.0	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1
23 年	4,914,085	△ 1.8	-	4,914,555	△ 0.1	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	<302>	<△32>	<4.6>
24 年	4,949,572	0.7	-	4,988,032	1.5	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,031,756	1.7	-	5,087,806	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,138,760	2.1	-	5,106,871	0.4	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,313,198	3.4	-	5,169,324	1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,355,372	0.8	-	5,196,305	0.5	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,458,974	1.9	-	5,308,975	2.2	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,468,517	0.2	-	5,323,599	0.3	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
令和元年	5,537,407	1.3	-	5,359,013	0.7	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 4	2.4
平成 31 年 1～3 月	5,524,800	1.1	4.6	5,365,528	0.6	102.8	△ 2.1	101.6	△ 3.0	1,916	△ 6.1	165	△ 1	2.4
令和元年 4～6 月	5,558,880	0.6	2.5	5,394,121	0.5	102.8	0.0	102.1	0.5	2,074	△ 1.6	168	△ 1	2.4
7～9 月	5,581,360	0.4	1.6	5,394,329	0.0	101.7	△ 1.1	100.2	△ 1.9	2,182	8.2	161	△ 7	2.3
10～12 月	5,495,303	△ 1.5	△ 6.0	5,294,179	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	△ 4.6	2,211	6.8	153	△ 10	2.2
2 年 1～3 月	5,468,496	△ 0.5	△ 1.9	5,264,258	△ 0.6	98.4	0.4	95.1	△ 0.5	2,164	12.9	165	0	2.4
令和 2 年 1 月	-	-	-	-	-	99.8	1.9	97.4	2.6	773	16.1	164	△ 7	2.4
2 月	-	-	-	-	-	99.5	△ 0.3	95.6	△ 1.8	651	10.7	166	4	2.4
3 月	-	-	-	-	-	95.8	△ 3.7	92.2	△ 3.6	740	11.8	172	1	2.5
4 月	-	-	-	-	-	86.4	△ 9.8	79.9	△ 13.3	743	15.2	178	12	2.6
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	314	△ 54.8	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期(月)比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

(※) 完全失業者数及び完全失業率の〈括弧内〉の数値は補完的に推計した値(2015年国勢調査基準)である。

# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金（現金給与総額）指数										
	新規	有効	指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	調査産業計					製造業					
							名目指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート 比率 <small>(%)</small>	名目指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート 比率 <small>(%)</small>	
平成 22 年	0.89	0.52	95.6	△ 0.8	97.4	△ 0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.9	98.9	-	103.7	-	24.10	98.1	-	102.8	-	10.08	
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30	
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40	
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52	
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32	
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78	
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16	
令和 元年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.28	
平成 31 年 1～3 月	2.44	1.63	101.9	△ 0.3	101.2	△ 0.7	102.0	△ 1.4	99.9	△ 1.5	25.86	103.1	△ 1.1	101.0	△ 1.2	10.61	
令和 元年 4～6 月	2.41	1.62	102.2	0.2	101.6	0.4	103.2	1.2	101.0	1.1	25.24	104.7	1.6	102.5	1.5	10.20	
7～9 月	2.38	1.59	102.2	0.1	101.0	△ 0.7	102.1	△ 1.1	99.8	△ 1.2	25.57	103.3	△ 1.3	100.9	△ 1.6	10.09	
10～12 月	2.42	1.57	102.8	0.6	102.2	1.2	103.1	1.0	100.6	0.8	25.70	104.3	1.0	101.7	0.8	10.19	
2 年 1～3 月	2.17	1.44	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.4	102.5	△ 0.6	99.8	△ 0.8	25.71	101.8	△ 2.4	99.1	△ 2.6	10.83	
令和 2 年 1 月	2.04	1.49	102.7	0.0	102.4	0.1	102.7	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.74	101.3	△ 1.5	98.5	△ 1.7	10.87	
2 月	2.22	1.45	102.6	△ 0.2	102.0	△ 0.4	102.7	0.0	100.1	0.2	25.69	102.3	1.0	99.7	1.2	10.70	
3 月	2.26	1.39	102.6	0.0	101.1	△ 0.9	102.0	△ 0.7	99.4	△ 0.7	25.69	101.8	△ 0.5	99.2	△ 0.5	10.91	
4 月	1.85	1.32	102.3	△ 0.3	99.5	△ 1.6	101.2	△ 0.8	99.0	△ 0.4	24.64	100.8	△ 1.0	98.6	△ 0.6	10.35	
5 月			102.3	0.0													
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」										

- (注) 1 職業安定業務統計、毎月勤労統計調査の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は、季節調整値及び前期（月）比であり、国内企業物価指数の同数値は、原数値及び前期（月）比である。  
 2 毎月勤労統計調査の結果は、再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 4 賃金指数は、事業所規模30人以上の数値である。

## 2 有効求人倍率の推移

### (1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

区分	年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		0.52	0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.49	1.45	1.39	1.32	
	Aランク	0.53	0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.48	1.44	1.40	1.32	
	Bランク	0.54	0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.46	1.42	1.35	1.28	
	Cランク	0.56	0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.56	1.54	1.47	1.41	
	Dランク	0.50	0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.36	1.34	1.29	1.21	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの単純平均である。  
 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。  
 4 各月の数値は季節調整値である。

## (2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年齢計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

### 3 賃金・労働時間の推移

#### (1) 賃金

##### イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

区分		年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年			
										1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上		△ 0.1	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	0.7	0.7	△ 0.1	△ 1.0
	500人以上		△ 0.9	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	1.6	1.8	0.1	△ 0.4
	100～499人		△ 0.4	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 2.1	△ 1.1
	30～99人		△ 0.3	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	0.6	0.5	1.0	△ 2.1
	5～29人		△ 0.2	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	2.3	1.3	1.0	0.6
定期給与額	30人以上		△ 0.7 (△ 0.9)	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	0.4 (0.7)	0.3 (0.6)	△ 0.4 (0.1)	△ 1.2 (△ 0.1)
	500人以上		△ 1.5 (△ 1.6)	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.3 (△ 0.2)	1.3 (1.5)	0.9 (1.2)	0.1 (0.4)	△ 0.4 (1.1)
	100～499人		△ 0.7 (△ 0.9)	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 0.5 (△ 0.4)	△ 0.6 (△ 0.6)	△ 0.8 (△ 0.7)	△ 2.2 (△ 1.5)
	30～99人		△ 1.1 (△ 1.3)	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	0.2 (0.9)	0.1 (0.7)	△ 0.8 (△ 0.1)	△ 1.6 (△ 0.2)
	5～29人		△ 0.4 (△ 0.7)	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	1.7 (1.6)	1.1 (0.9)	1.1 (1.2)	△ 0.1 (0.6)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。  
 3 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

区分		年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年			
											1月	2月	3月	4月
パート 比率	30人以上		24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.74	25.69	25.69	24.64
	500人以上		15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	16.02	15.96	15.70	14.97
	100～499人		22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	25.39	25.18	25.26	24.30
	30～99人		28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.43	31.52	31.59	30.33
	5～29人		35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	40.14	40.03	39.67	38.72

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

## ハ 初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円） 下段：上昇率（単位：％）

区分 年度	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒				大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)				
	一律	差あり					一律	差あり			
		基幹職	補助職					基幹職	補助職		
平成22年度	62 0.0	0 0.0	0 0.0	26 0.0	70 0.0	98 0.1	108 0.1	179 0.1	83 0.0	68 0.0	
23年度	178 0.1	52 0.0	51 0.0	150 0.1	161 0.1	266 0.2	239 0.1	86 0.0	98 0.1	303 0.1	
24年度	140 0.1	161 0.1	91 0.1	72 0.0	91 0.1	125 0.1	207 0.1	232 0.1	30 0.0	176 0.1	
25年度	141 0.1	187 0.1	125 0.1	38 0.0	153 0.1	223 0.1	132 0.1	461 0.2	175 0.1	161 0.1	
26年度	702 0.4	569 0.3	544 0.3	736 0.5	842 0.5	655 0.4	806 0.4	601 0.3	464 0.3	787 0.4	
27年度	1239 0.8	904 0.5	706 0.4	1151 0.7	1579 0.9	1342 0.8	1574 0.8	1933 0.9	1318 0.7	1875 0.9	
28年度	824 0.5	582 0.3	616 0.4	748 0.5	995 0.5	767 0.4	880 0.4	1263 0.6	631 0.3	1153 0.5	
29年度	1093 0.7	565 0.3	532 0.3	834 0.5	966 0.5	851 0.5	1109 0.5	1132 0.5	745 0.4	930 0.4	
30年度	1361 0.8	2618 1.6	2385 1.5	1386 0.8	1660 0.9	1493 0.8	1637 0.8	2171 1.0	1511 0.8	1707 0.8	
令和元年度	1670 1.0	1737 1.0	1641 1.0	1613 1.0	1490 0.8	1642 0.9	1544 0.7	1251 0.6	1041 0.6	1569 0.7	
2年度	1255 0.7	800 0.5	927 0.6	1088 0.6	1243 0.7	1158 0.6	1143 0.5	1605 0.7	1434 0.8	1466 0.6	

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。  
 2 調査対象は、東証第1部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業を加えたものである。  
 3 令和2年度は速報値。

## (2) 賃金・労働時間

### イ 賃金・労働時間指数の推移①

年・期	指数（平成27年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成24年	100.3	—	102.0	—	98.3	—	267,313	138.5	1,930
25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.6	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	2.3	270,912	132.1	2,051
30年1～3月	101.0	0.4	96.2	△ 1.5	105.0	2.0	268,138	130.7	2,052
4～6月	102.2	0.6	101.1	△ 0.5	101.1	1.1	271,342	137.3	1,976
7～9月	102.1	0.7	99.0	△ 0.7	103.1	1.4	271,178	134.5	2,016
10～12月	102.4	1.1	100.9	0.2	101.5	0.9	272,099	137.0	1,987
31年1～3月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,100	128.5	2,087
令和元年4～6月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	3.2	271,732	133.2	2,040
7～9月	102.3	0.2	97.7	△ 1.3	104.7	1.5	271,565	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	2.5	272,226	133.8	2,034
2年1～3月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	0.8	269,373	127.9	2,106

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。  
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

## イ 賃金・労働時間指数の推移②

年・期	指数（平成27年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成24年	100.9	—	102.8	—	98.2	—	208,918	134.0	1,559
25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	0.8	207,560	132.0	1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.2	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	1.4	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	2.3	207,780	123.5	1,682
30年1～3月	99.7	0.0	94.5	△ 1.3	105.5	1.3	206,443	123.1	1,677
4～6月	101.1	△ 0.3	98.9	△ 1.1	102.2	0.8	209,373	128.8	1,625
7～9月	100.3	△ 0.8	96.7	△ 1.8	103.7	1.1	207,816	125.9	1,650
10～12月	100.4	△ 0.8	98.0	△ 1.2	102.4	0.4	207,973	127.6	1,629
31年1～3月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	1.6	204,581	120.2	1,702
令和元年4～6月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	3.0	207,985	124.3	1,673
7～9月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	2.3	208,958	124.0	1,686
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	2.7	209,526	125.3	1,673
2年1～3月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	1.5	207,151	119.7	1,731

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。  
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成22年	296.2	165	1,795	0.6	259.2	171	1,516	△0.3	255.5	174	1,468	△0.3
23年	296.8	166	1,788	△0.4	257.4	172	1,497	△1.3	253.9	174	1,459	△0.6
24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

## ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成24年	138.5	-	134.0	-	12.2	-	15.8	-	7.7	-	10.8	-
25年	136.9	△ 1.3	132.0	△ 1.5	12.4	2.7	16.4	4.2	8.0	4.6	10.6	△ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.1	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.5	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和2年1月	125.9	1.1	115.0	1.1	11.8	△ 2.5	14.7	△ 9.2	7.5	0.0	8.5	△ 8.6
2月	127.7	△ 1.5	122.0	△ 1.3	12.1	△ 3.2	15.9	△ 10.2	7.9	△ 2.5	10.0	△ 11.5
3月	130.2	△ 0.8	122.1	△ 1.0	11.9	△ 7.1	15.8	△ 10.2	7.9	△ 6.0	9.2	△ 18.6
4月	133.3	△ 1.7	122.6	△ 4.0	10.6	△ 19.1	13.4	△ 23.9	6.8	△ 19.0	7.8	△ 29.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。  
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

## 4 春季賃上げ妥結状況

### (1) 春季賃上げ妥結状況（令和2年）

連合 第6回 回答集計結果(令和2年6月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式（1組合あたり単純平均）	
			35歳	30歳
1,000人以上	261組合 1,037,989人 6,467円(6,499円) 2.14%(2.14%)	25組合 77,944人 1,056円(2,033円) 0.32%(0.62%)	27組合 108,143人 785円(1,041円) 0.27%(0.38%)	
300～999人	455組合 247,437人 5,620円(5,696円) 2.09%(2.11%)	45組合 25,571人 1,374円(2,068円) 0.48%(0.73%)	32組合 17,071人 2,288円(1,160円) 0.95%(0.47%)	
100～299人	609組合 111,499人 5,350円(5,526円) 2.10%(2.19%)	62組合 11,081人 1,395円(1,770円) 0.52%(0.66%)	54組合 9,601人 1,064円(2,001円) 0.45%(0.83%)	
～99人	503組合 26,226人 5,278円(5,273円) 2.18%(2.20%)	64組合 3,152人 850円(1,654円) 0.34%(0.66%)	71組合 3,397人 1,333円(1,789円) 0.57%(0.78%)	
規模計	1,828組合 1,423,151人 6,188円(6,280円) 2.13%(2.14%)	196組合 117,748人 1,169円(1,851円) 0.43%(0.67%)	184組合 138,212人 1,340円(1,593円) 0.55%(0.66%)	

(注)1 ( )内の数値は、令和元年6月7日付 第6回回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

### 連合(有期・短時間・契約等労働者)

第6回 回答集計結果(令和2年6月5日)

		単純平均		加重平均	
時給	351組合 720,184人	賃上げ額	25.18円(24.32円)	27.16円	(25.88円)
		平均時給	1029.72円(1004.31円)	1026.58円	(994.56円)
月給	120組合 32,665人	賃上げ額	4,219円(3,798円)	6,339円	(4,049円)
		賃上げ率	2.05%(1.85%)	3.03%	(1.97%)

(注)1 ( )内の数値は、令和元年6月7日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和2年5月21日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手251社	86社 7,297円(8,310円) 2.17%(2.46%)

(注)1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。

2 143社(57.0%)から回答が出ているが、このうち57社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ( )内の数値は、平成31年4月23日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和2年6月12日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 752社	201社 4,471円(4,764円) 1.72%(1.87%)

(注)1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。

2 204社(27.1%)から回答が出ているが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ( )の数値は、令和元年6月18日付第1回集計結果。

## (2) 賃上げ額・率の推移

### イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 22 年	3,672	2,862	1.3	1.1
23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元年	5,592	5,080	2.0	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

### ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和元年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(94.3)	(0.0)	(5.6)
企業業績	49.7	77.8	42.5
世間相場	6.8	-	0.5
雇用の維持	6.2	-	1.4
労働力の確保・定着	10.2	-	5.3
物価の動向	0.2	-	-
労使関係の安定	1.7	-	-
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	3.8	-	0.3
前年度の改定の実績	4.7	22.2	-
その他	2.0	-	1.6
重視した要素はない	13.6	-	28.1
不明	1.3	-	20.3

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」

(注) ( )内は全企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

## 5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和2年6月5日)

一時金		2020回答			2019回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.28ヶ月			2.45ヶ月	
		1,644組合	1,323,428人	△0.17ヶ月	1,986組合	1,588,887人
	回答額	680,033円			700,916円	
		1,191組合	742,784人	△20,883円	1,268組合	740,650人
年間	回答月数	4.83ヶ月			4.86ヶ月	
		1,795組合	1,753,341人	△0.03ヶ月	2,234組合	1,912,362人
	回答額	1,586,314円			1,552,701円	
		1,086組合	1,045,145人	33,613円	1,207組合	1,068,009人

注 (1) △はマイナスを表す。以下同じ。

(2) 2019年回答の数値は2019年6月7日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和2年6月17日)

	2020年夏季			2019年夏季		
	社数	妥結額	増減率(%)	社数	妥結額	増減率(%)
総平均	86	925,947	△ 6.00	83	971,777	△ 2.52
製造業平均	79	900,960	△ 5.14	75	942,306	△ 2.29
非製造業平均	7	1,079,915	△ 9.88	8	1,340,275	△ 3.31

注(1) 調査対象は主要21業種・大手257社。東証一部上場、従業員500人以上が原則。

(2) 18業種144社(56.0%)で妥結が出ているが、このうち58社は平均額不明などのため集計より除外。

(3) 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

(4) 2019年夏季の数値は、2019年6月11日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手251社。17業種116社(46.2%)で妥結が出ているが、このうち33社は平均額不明などのため集計より除外。

(5) 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

## 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

区分	年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		△ 0.8	△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.8	0.5	0.5	0.1	0.0
	Aランク	△ 1.0	△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	0.6	0.3	0.2	0.0	0.2
	Bランク	△ 0.8	△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.7	0.6	0.4	0.1	0.1
	Cランク	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.8	0.5	0.4	0.0	△ 0.1
	Dランク	△ 0.8	△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	0.6	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。  
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

## 7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
地域別 最低賃金 (円)	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901
未満率 (%)	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6
影響率 (%)	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

## 8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

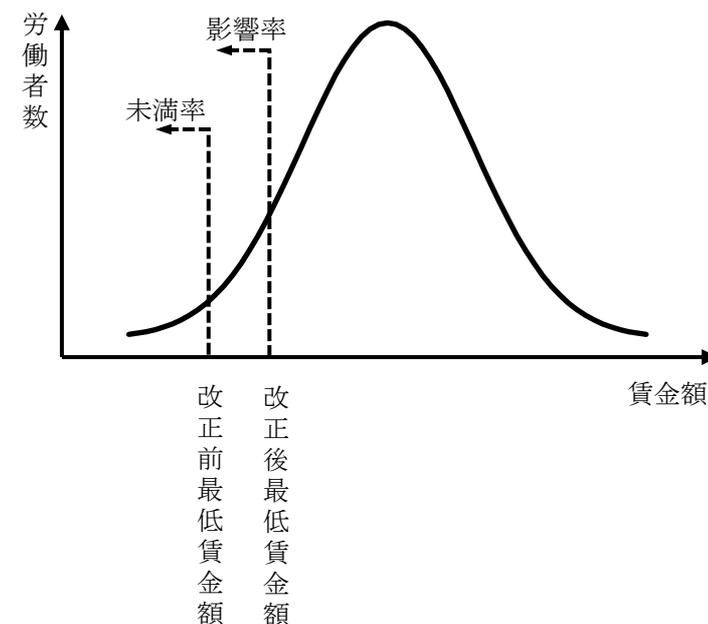
(単位：%)

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
未満率	1.5	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9
影響率	2.6	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

## 9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成22年	730	296.2	165	1,795	40.7	259.2	171	1,516	48.2
23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

## 9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤
(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	
平成22年	730	1,004	72.7	979	74.6	1,004	72.7	970	75.3
23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6
24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

## 9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
		産業計・事業所規模30人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成24年	749	267,313	19.1	138.5	13,995	1,930	38.8
25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,912	18.2	132.1	14,885	2,051	43.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。  
 3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

## 10 企業の業況判断及び収益

### (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

#### イ 業況判断 (D I)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		平成29年				平成30年				平成31年	令和元年				令和2年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き	
規模計	製造業	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-22	
	非製造業	11	13	14	14	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-14	
大企業	製造業	12	17	22	25	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-11	
	非製造業	20	23	23	23	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-1	
中堅企業	製造業	11	12	17	19	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-20	
	非製造業	17	18	19	20	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-14	
中小企業	製造業	5	7	10	15	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-29	
	非製造業	4	7	8	9	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-19	

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年3月調査において「平成26年経済センサス - 基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている(前回の見直しは平成27年3月調査)。調査対象企業数は、平成30年3月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

#### 2 業況判断 (D I)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。  
そして、次式によりディフュージョン・インデックス(DiffusionIndex)を算出する。

$$D. I. = (\text{第1 選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3 選択肢の回答者数構成百分比})$$

## □ 経常利益増減

(前年度比・%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (計画)	令和2年度 (計画)
規模計	製造業	16.2	-0.3	-12.8	-2.8
	非製造業	9.1	0.9	-3.9	-2.4
大企業	製造業	20.8	-0.9	-13.3	-2.8
	非製造業	14.3	-0.1	-4.5	-1.2
中堅企業	製造業	1.6	5.8	-4.4	-5.0
	非製造業	4.7	4.0	-2.6	-4.0
中小企業	製造業	4.0	-1.8	-18.1	-0.1
	非製造業	-0.5	1.1	-3.3	-4.4

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、これを単純集計し、「平成26年経済センサス-基礎調査」(総務省・経済産業省)に収録の民間企業を母集団として推計値に換算したものを、前期値と比較して率を算出する。

## ハ 売上高経常利益率

(%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (計画)	令和2年度 (計画)
規模計	製造業	7.32	7.09	6.31	6.11
	非製造業	5.08	5.01	4.81	4.70
大企業	製造業	8.52	8.21	7.26	7.02
	非製造業	6.67	6.53	6.32	6.21
中堅企業	製造業	5.23	5.33	5.13	4.85
	非製造業	3.85	3.88	3.71	3.55
中小企業	製造業	4.71	4.52	3.81	3.82
	非製造業	3.55	3.51	3.39	3.29

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

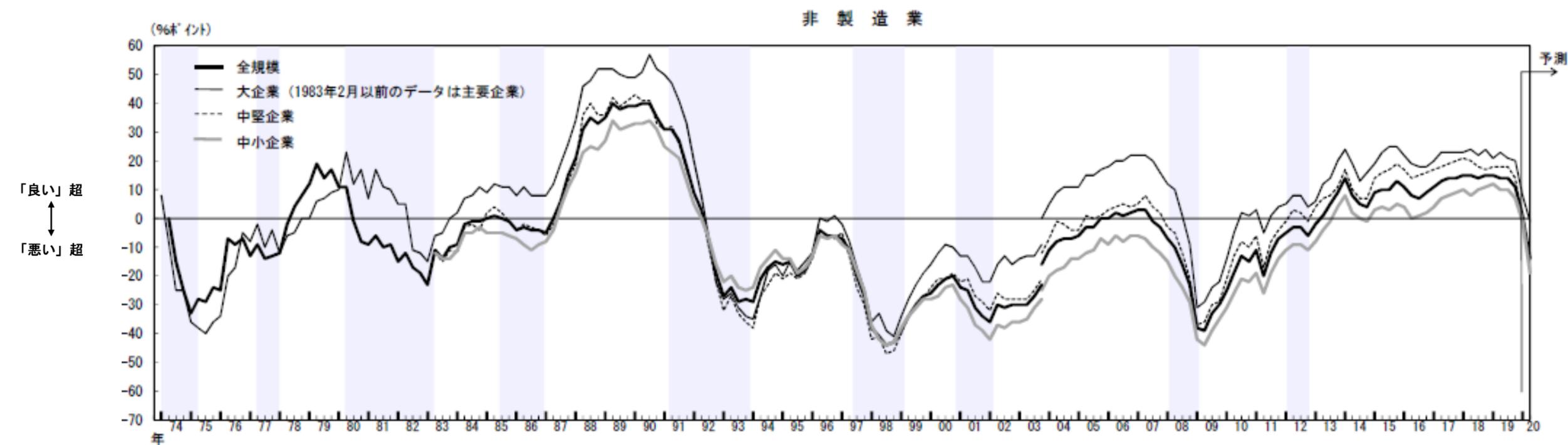
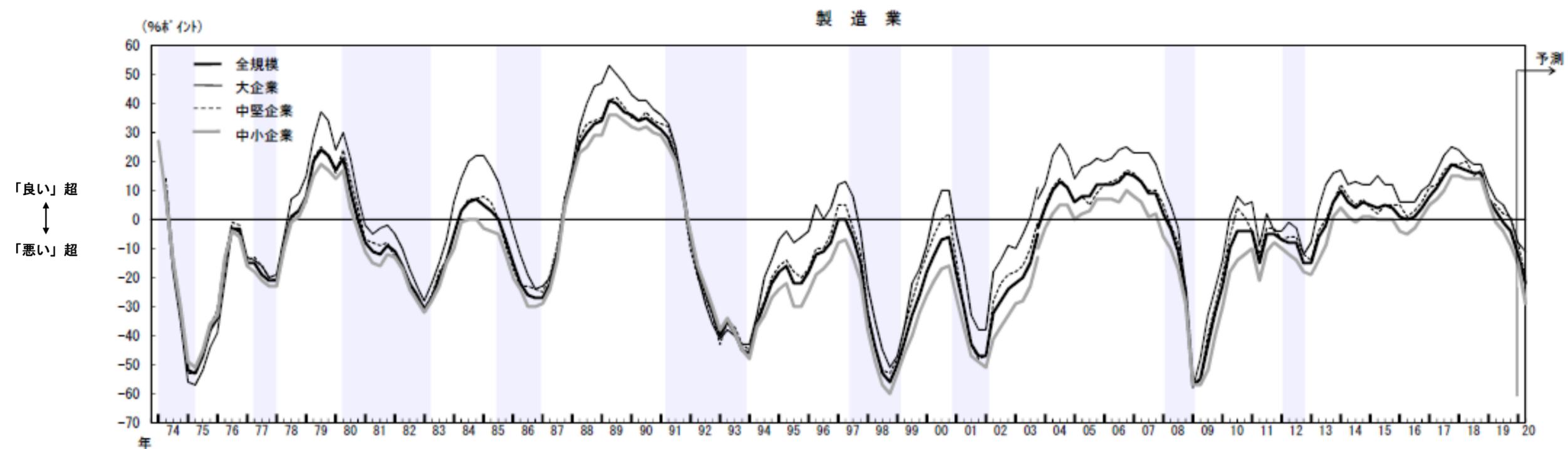
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ、以下同じ）。

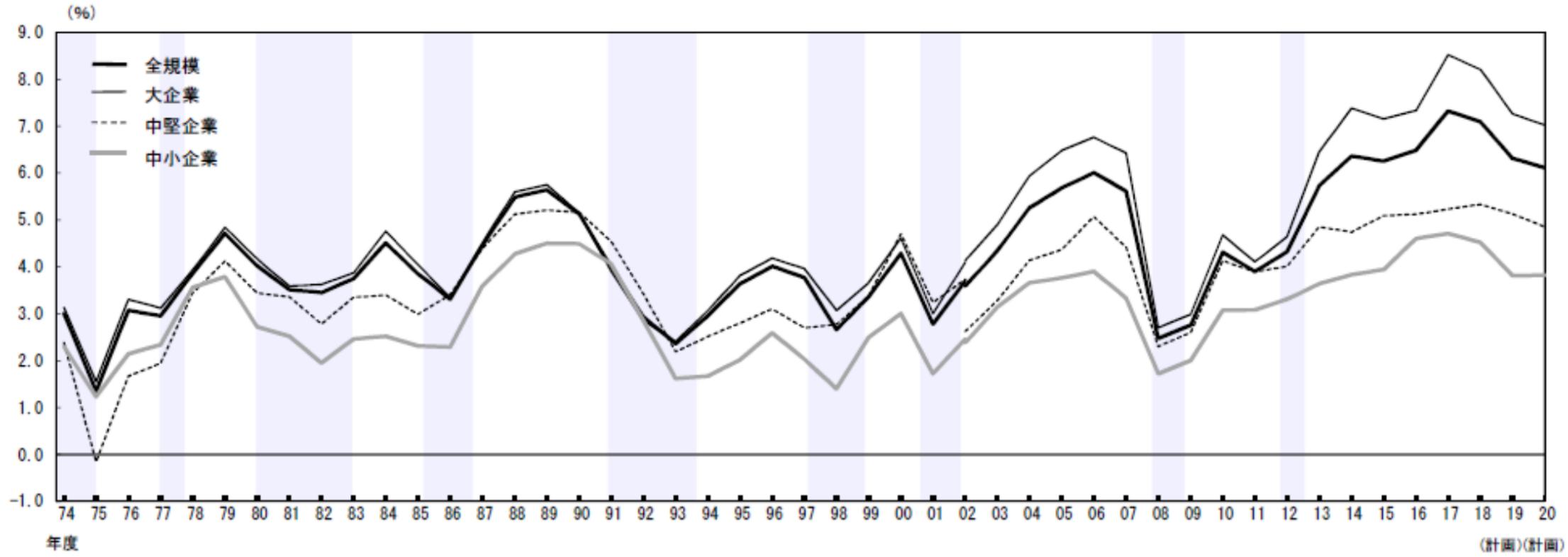
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

▽業況判断の推移

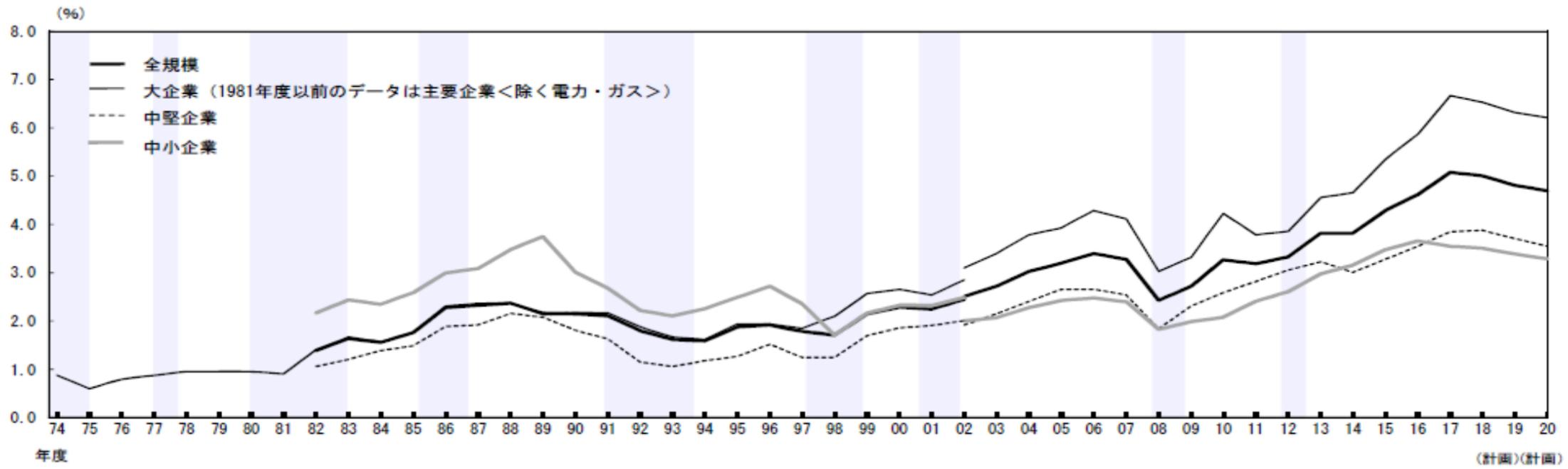


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年	令和元年			令和2年
					1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
經常利益	規模計	749,872	835,543	839,177	222,440	232,325	173,232	185,759	151,360
	前年同期比	9.9	11.4	0.4	10.3	▲ 12.0	▲ 5.3	▲ 4.6	▲ 32.0
	資本金規模10億円以上	424,325	462,998	482,378	112,699	145,232	91,242	108,890	60,754
	前年同期比	5.5	9.1	4.2	12.7	▲ 18.5	▲ 12.7	▲ 2.6	▲ 46.1
	〃 1億円～10億円	111,773	130,045	136,617	36,484	28,142	31,407	29,239	25,788
	前年同期比	11.9	16.3	5.1	6.9	▲ 3.9	▲ 1.3	▲ 10.7	▲ 29.3
	〃 1,000万円～1億円	182,566	206,883	183,789	73,257	58,950	50,582	47,630	64,819
前年同期比	17.3	13.3	▲ 11.2	8.6	4.4	8.7	▲ 5.3	▲ 11.5	
売上高經常利益率	規模計	5.2	5.4	5.5	6.0	6.7	5.0	5.3	4.2
	資本金規模10億円以上	7.9	8.1	8.2	7.4	10.3	6.4	7.6	3.8
	〃 1億円～10億円	4.2	4.5	4.6	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5
	〃 1,000万円～1億円	3.5	3.8	3.6	5.1	4.4	3.8	3.6	5.1

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 金融業、保険業を除く全産業。

### (3) 中小企業景況調査による業況判断 (DI)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	平成29年				平成30年				平成31年	令和元年				令和2年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	
合計	-23.2	-15.9	-16.9	-17.4	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	
製造業	-18.3	-11.7	-12.1	-7.4	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	
建設業	-12.3	-8.2	-8.2	-5.4	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	
卸売業	-19.7	-15.6	-15.9	-14.8	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	
小売業	-37.4	-28.7	-30.3	-33.7	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	
サービス業	-21.3	-12.5	-13.7	-18.1	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業・建設業資本金3億円以下又は従業員300人以下

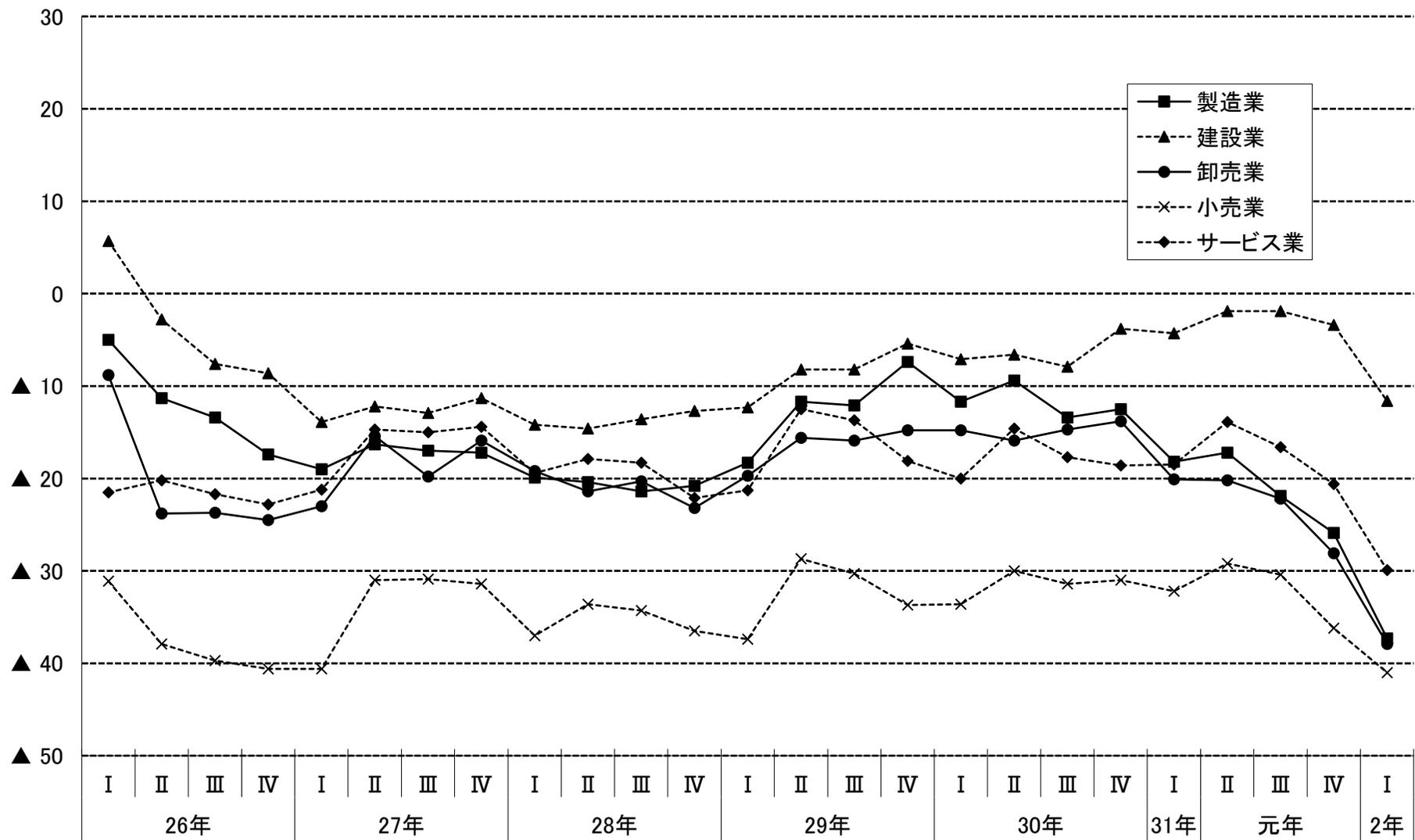
卸売業資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

# 業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(期)

(年)

## 11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

### 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成21年度	641	0.3	910	▲ 4.9	525	▲ 3.8	391	▲ 19.4	892	▲ 1.5	548	6.0	446	▲ 2.8
22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

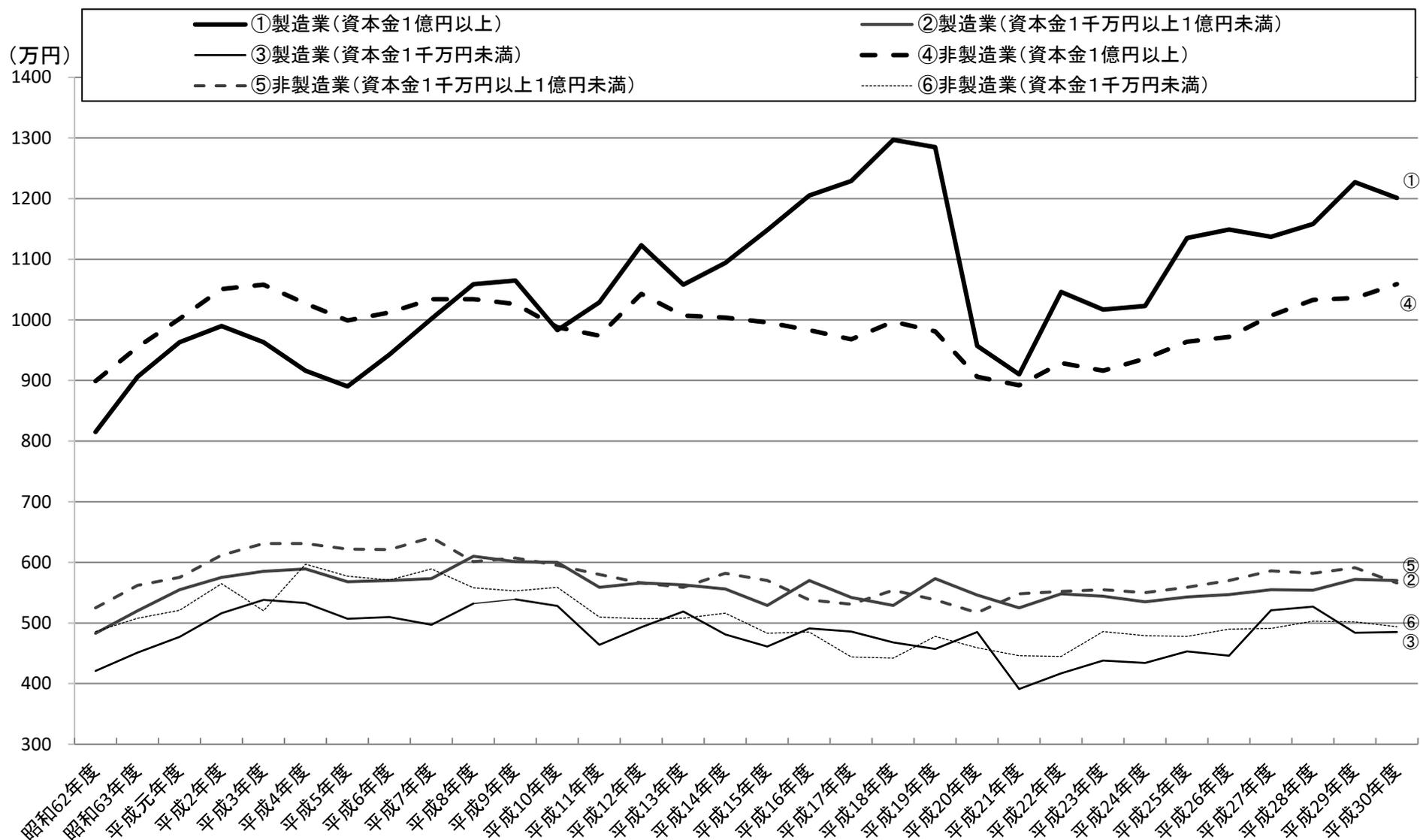
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

## 従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものの)との合計である

## Ⅱ 都道府県統計資料編

# 1 各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成28年度）			標準生計費（月額、平成31年4月）			高卒初任給（産業計、企業規模10人以上、令和元年）					
		(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	男性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	女性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ランク	東 京	5,348	100.0	1	241,080	100.0	2	176.9	100.0	3	180.2	100.0	1
	神 奈 川	3,180	59.5	7	230,090	95.4	9	175.4	99.2	4	176.1	97.7	2
	大 阪	3,056	57.1	13	209,500	86.9	22	177.2	100.2	2	173.5	96.3	4
	埼 玉	3,633	67.9	2	221,900	92.0	12	171.9	97.2	7	168.7	93.6	7
	千 葉	2,958	55.3	18	236,380	98.1	4	174.8	98.8	5	171.4	95.1	5
B ランク	京 都	3,020	56.5	15	232,270	96.3	6	173.5	98.1	6	175.6	97.4	3
	兵 庫	2,926	54.7	22	186,610	77.4	38	170.8	96.6	14	167.6	93.0	9
	静 岡	2,896	54.1	24	193,620	80.3	30	170.9	96.6	13	170.4	94.6	6
	滋 賀	3,300	61.7	4	186,882	77.5	37	171.3	96.8	12	165.9	92.1	14
	茨 城	3,181	59.5	6	237,290	98.4	3	178.1	100.7	1	167.2	92.8	10
	栃 木	3,116	58.3	10	204,621	84.9	24	171.9	97.2	7	164.4	91.2	18
	広 島	3,318	62.1	3	219,512	91.1	14	167.4	94.6	23	158.3	87.8	30
	長 門	3,068	57.4	12	210,215	87.2	20	171.8	97.1	9	163.8	90.9	19
	山 口	2,882	53.9	25	214,410	88.9	15	166.8	94.3	25	162.1	90.0	23
	山 西	3,295	61.6	5	195,128	80.9	28	169.0	95.5	16	165.2	91.7	15
C ランク	三 重	3,155	59.0	9	208,460	86.5	23	171.5	96.9	11	168.7	93.6	7
	香 川	2,873	53.7	26	192,910	80.0	31	170.2	96.2	15	166.4	92.3	11
	群 馬	3,098	57.9	11	211,860	87.9	18	168.2	95.1	18	166.2	92.2	13
	岡 山	2,732	51.1	32	194,210	80.6	29	166.7	94.2	27	160.8	89.2	25
	石 川	2,908	54.4	23	230,670	95.7	8	168.2	95.1	18	162.5	90.2	22
	香 川	2,945	55.1	20	202,692	84.1	25	164.9	93.2	29	164.5	91.3	17
	奈 良	2,522	47.2	40	255,520	106.0	1	171.8	97.1	9	166.3	92.3	12
	宮 城	2,926	54.7	21	214,246	88.9	16	166.8	94.3	25	158.9	88.2	29
	福 山	2,800	52.4	29	219,680	91.1	13	164.1	92.8	30	160.8	89.2	25
	岐 阜	3,048	57.0	14	210,086	87.1	21	167.6	94.7	22	160.1	88.8	28
D ランク	山 口	2,803	52.4	28	232,490	96.4	5	168.3	95.1	17	163.3	90.6	20
	福 井	3,157	59.0	8	192,100	79.7	33	167.7	94.8	21	163.2	90.6	21
	北 海 道	2,949	55.1	19	173,636	72.0	45	163.6	92.5	32	156.8	87.0	34
	徳 島	2,617	48.9	35	189,660	78.7	35	161.2	91.1	34	153.6	85.2	37
	新 潟	2,826	52.8	27	196,580	81.5	27	167.0	94.4	24	158.1	87.7	31
	島 根	2,973	55.6	17	225,420	93.5	10	157.9	89.3	42	157.3	87.3	32
	福 島	3,005	56.2	16	222,250	92.2	11	163.5	92.4	33	160.7	89.2	27
	大 山	2,605	48.7	36	174,400	72.3	44	165.9	93.8	28	164.6	91.3	16
	山 形	2,758	51.6	30	182,890	75.9	40	158.2	89.4	41	154.8	85.9	35
	愛 媛	2,656	49.7	33	165,250	68.5	47	167.9	94.9	20	149.6	83.0	43
D ランク	鳥 取	2,619	49.0	34	176,610	73.3	43	163.9	92.7	31	161.2	89.5	24
	熊 本	2,407	45.0	45	184,750	76.6	39	158.9	89.8	39	154.7	85.8	36
	長 崎	2,517	47.1	42	211,896	87.9	17	159.1	89.9	37	157.0	87.1	33
	高 知	2,519	47.1	41	191,810	79.6	34	158.3	89.5	40	149.8	83.1	42
	手 取	2,567	48.0	37	211,550	87.8	19	159.5	90.2	36	151.3	84.0	41
	鹿 児 島	2,737	51.2	31	192,290	79.8	32	153.9	87.0	44	146.2	81.1	46
	青 森	2,414	45.1	44	197,030	81.7	26	159.0	89.9	38	153.5	85.2	38
	秋 田	2,509	46.9	43	231,110	95.9	7	159.9	90.4	35	152.8	84.8	39
	宮 崎	2,558	47.8	38	188,640	78.2	36	151.7	85.8	45	149.4	82.9	44
	沖 縄	2,553	47.7	39	168,985	70.1	46	150.5	85.1	46	148.8	82.6	45
	2,407	45.0	46	178,511	74.0	42	157.1	88.8	43	152.8	84.8	39	
	2,273	42.5	47	180,540	74.9	41	147.1	83.2	47	142.9	79.3	47	
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

- (注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。  
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。  
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

## 2 有効求人倍率の推移（都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
A ランク	東京都	0.65	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10
	神奈川県	0.41	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19
	大阪府	0.52	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78
	愛知県	0.64	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93
	埼玉県	0.41	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31
B ランク	千葉県	0.44	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31
	東京都	0.56	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60
	兵庫県	0.49	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43
	静岡県	0.48	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57
	滋賀県	0.50	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35
	茨城県	0.48	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62
	栃木県	0.50	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40
	広島県	0.64	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05
	長野県	0.57	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60
	富山県	0.68	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91
C ランク	三重県	0.57	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66
	山梨県	0.55	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42
	群馬県	0.66	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70
	岡山県	0.67	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02
	石川県	0.57	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95
	香川県	0.71	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80
	奈良県	0.53	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49
	宮城県	0.44	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63
	福山県	0.46	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57
	山口県	0.61	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62
	岐阜県	0.61	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01
	福井県	0.79	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05
	和歌山県	0.58	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41
	北海道	0.41	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24
	新潟県	0.54	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64
徳島県	0.69	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	
D ランク	福島県	0.42	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51
	大分県	0.54	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53
	山形県	0.50	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54
	愛媛県	0.61	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64
	島根県	0.70	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70
	鳥取県	0.60	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71
	熊本県	0.46	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63
	長崎県	0.46	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22
	高知県	0.50	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29
	岩手県	0.43	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39
	鹿島	0.44	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35
	佐賀県	0.49	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29
	青森県	0.35	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24
	秋田県	0.42	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48
	宮崎県	0.45	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45
沖縄県	0.31	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」  
 (注) 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

### 3 失業率の推移（都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年1月～3月
A ランク	東京都	5.5	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	2.6
	神奈川県	4.9	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.1
	大阪府	6.9	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	2.9
	愛知県	4.3	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.9	1.8
	埼玉県	5.2	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.5	2.3	2.4
B ランク	千葉県	4.7	4.4	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.0
	東京都	5.7	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.7
	兵庫県	5.3	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.5
	静岡県	3.9	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.0
	滋賀県	4.3	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.1	1.9	2.0
	茨城県	4.8	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.3	2.4
	栃木県	4.7	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.1
	広島県	4.1	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.4	2.4	2.3
	長野県	4.0	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1
	富山県	3.8	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.8
C ランク	三重県	4.0	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	1.2	1.1
	山梨県	4.4	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.0	2.0	2.0	1.3
	群馬県	4.7	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	2.0	2.3	2.3
	岡山県	4.3	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.4	2.3	2.3	2.2
	石川県	4.3	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	2.0	1.5	1.6	1.6
	香川県	3.9	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.0
	奈良県	4.8	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.4
	宮城県	5.7	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	2.9	2.6	2.5	2.6
	福井県	6.0	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	2.8
	山口県	3.9	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.3
	岐阜県	3.7	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.2
	福井県	3.3	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.4
	和歌山県	4.3	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3
北海道	5.1	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.5	
D ランク	新潟県	4.4	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3
	徳島県	4.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	1.9
	福島県	5.2	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.2
	大分県	4.6	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.4	2.2	2.0	2.0
	山形県	4.5	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.1
	愛媛県	4.6	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	1.7	1.6	2.0
	島根県	3.2	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.9	1.7
	鳥取県	4.2	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	2.0	2.0	2.3	2.0
	熊本県	5.0	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.2	3.0	3.0	2.7	2.7
	長崎県	5.0	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	2.1
	高知県	5.0	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.2
	岩手県	5.1	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	1.8	2.1	2.1
	鹿儿岛県	5.1	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	3.5	2.8	2.8	2.4	2.1
	佐賀県	4.5	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	3.0	2.1	2.0	1.8	2.2
	青森県	6.5	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.7	3.1	2.8	2.7	3.1
	秋田県	5.4	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	3.2	3.0	2.6	2.8	3.3
	宮城県	4.9	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1
沖縄県	7.5	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.0	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）  
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 3 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

## 4 賃金・労働時間の実情と推移

### (1) 賃金

#### 定期給与の推移

(円)

ランク	都道府県	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
A ランク	東京都	370,025	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	-
	神奈川県	294,866	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	-
	大阪府	313,268	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	-
	愛知県	300,030	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	-
	埼玉県	264,825	264,479	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	-
B ランク	千葉県	265,325	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	271,541	-
	東京都	278,426	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	-
	兵庫県	270,451	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	-
	静岡県	282,223	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	-
	滋賀県	277,197	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	-
	茨城県	277,129	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	-
	栃木県	289,461	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	-
	広島県	281,918	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	-
	長野県	267,515	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	-
	富山県	262,341	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	-
C ランク	三重県	272,352	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	-
	山梨県	263,110	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	-
	群馬県	273,409	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	-
	山形県	292,057	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	-
	石川県	264,035	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	-
	香川県	265,220	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	-
	奈良県	261,189	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	-
	宮城県	266,989	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	-
	福岡県	280,183	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	-
	山口県	275,829	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	-
	岐阜県	267,710	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	-
	福井県	276,342	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	-
	和歌山県	254,241	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	-
	北海道	248,528	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	-
	新潟県	263,972	264,834	263,487	264,862	268,293	268,332	264,722	264,725	260,120	-
徳島県	263,648	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	-	
D ランク	福島県	260,830	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	-
	大分県	252,618	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	-
	山形県	258,251	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	-
	愛媛県	248,994	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	-
	島根県	254,376	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	-
	鳥取県	240,633	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	-
	熊本県	253,178	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	-
	長崎県	253,059	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	-
	高知県	258,280	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	-
	岩手県	242,366	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	-
	鹿児島県	240,041	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	-
	佐賀県	234,685	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	-
	青森県	231,280	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	-
	秋田県	232,283	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	-
	宮崎県	232,997	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	-
沖縄県	233,064	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	-	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上の数値である。  
2 令和元年結果は、令和2年7月公表予定。

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

(時間)

ランク	都道府県		総実労働時間										所定外労働時間									
			平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
A ランク	東 神 奈 大 愛 埼 千	京川	150.3	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	-	13.3	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	-
		阪知	143.0	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	-	13.1	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	-
		玉葉	148.6	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	-	10.9	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	-
		千	152.0	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	-	14.2	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	-
		千	144.9	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	-	11.7	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	-
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 島 野 山 富 三 山	都	147.2	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	-	11.4	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	-
		庫	146.4	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	-	12.9	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	-
		岡	153.9	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	-	13.7	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	-
		賀	149.4	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	-	12.7	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	-
		城	151.8	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	-	12.7	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	-
		木	157.3	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	-	13.6	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	-
		島	154.0	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	-	13.5	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	-
		山	153.1	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	-	10.4	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	-
		山	154.9	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	-	11.0	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	-
		山	146.9	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	-	11.8	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	-
C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	馬	152.0	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	-	11.9	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	-
		山	159.7	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	-	14.3	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	-
		川	154.9	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	-	11.9	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	-
		良	153.5	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	-	11.2	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	-
		宮	142.1	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	-	7.8	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	-
		城	152.0	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	-	11.5	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	-
		岡	153.5	153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	-	12.1	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	-
		口	152.4	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	-	12.2	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	-
		阜	154.1	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	-	12.5	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	-
		井	157.3	155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	-	10.7	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	-
		山	143.9	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	-	8.9	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	-
		道	150.0	150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	-	10.5	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	-
		徳	155.6	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	-	11.0	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	-
		島	151.9	151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	-	10.0	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	-
		D ランク	福 大 山 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 児 佐 青 秋 宮 沖	島	156.1	154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	-	12.1	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4
分	160.3			157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	-	13.9	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	-
形	158.0			156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	-	11.7	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	-
媛	153.0			152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	-	10.4	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	-
根	151.6			151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	-	10.9	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	-
取	153.1			152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	-	8.1	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	-
本	155.4			155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	-	11.3	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	-
崎	163.9			163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	-	15.3	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	-
高	150.2			149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	-	10.8	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	-
手	156.4			154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	-	11.6	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	-
島	152.4			152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	-	10.9	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	-
賀	158.0			157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	-	10.1	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	-
森	155.1			153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	-	10.6	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	-
田	155.7			154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	-	10.9	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	-
崎	155.3			155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	-	9.6	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	-
沖	151.7	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	-	9.6	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	-		

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上の数値である。  
2 令和元年結果は、令和2年7月公表予定。

# 5 消費者物価指数等の推移

## (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年					
												1月	2月	3月	4月	5月	
A ランク	東 神 奈 大 愛 埼 千	京 川	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.8	0.5	0.2	0.5	
		阪 神	△ 0.8	△ 0.3	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.4	0.1	
		知 玉	△ 1.2	△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	1.0	0.5	0.2	0.3	
		藤 原	△ 1.4	△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	0.4	0.2	0.1	0.0	
		千 葉	△ 1.0	△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	0.4	0.2	0.4	0.2	
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三	都 庫	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	0.3	0.0	△ 0.3	△ 0.4	0.0
		岡 崎	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	1.3	1.2	1.3	1.6	1.2
		賀 城	△ 1.2	△ 0.4	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.8	0.5	0.3	0.1	0.1
		木 島	△ 1.1	△ 0.4	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	0.2	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.1
		野 山	△ 0.7	△ 0.1	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	0.8	0.6	0.6	△ 0.4	0.3
		重 梨	△ 1.0	△ 0.7	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.8	0.5	0.4	0.2	0.2
		山 梨	△ 1.1	0.1	△ 0.3	0.0	2.9	1.8	△ 0.0	0.3	0.9	0.9	0.1	0.7	0.9	0.1	0.3
		山 梨	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	1.3	1.3	1.2	0.5	0.2
		山 梨	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	1.0	0.7	0.4	△ 0.1	△ 0.5
		山 梨	△ 0.4	0.2	0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	0.4	0.3	0.2	0.1	△ 0.1
C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	馬 山	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	1.0	0.3	0.5	△ 0.1	△ 0.4
		川 川	△ 1.0	0.1	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.6	0.3	0.4	0.3	0.3
		川 川	△ 1.1	△ 0.6	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	1.0	0.8	0.3	△ 0.3	△ 0.2
		香 奈	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	0.0	0.0	0.1	△ 0.3	△ 0.1
		宮 城	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.8	0.8	0.5	0.4	0.0
		宮 城	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	0.5	0.4
		福 山	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.9	0.4	0.6	0.4	0.6
		岐 阜	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	1.4	0.9	1.2	0.1	0.3
		福 和	△ 0.7	△ 0.4	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.0	△ 1.4
		北 新	△ 1.6	△ 1.0	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	1.7	0.8	0.7	0.3	0.3
D ランク	福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖	島 分	△ 1.2	△ 0.4	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	1.2	1.1	1.0	0.0	0.2
		山 形	△ 1.7	△ 0.3	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.4
		媛 根	△ 0.8	0.1	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	1.3	0.8	0.3	△ 0.5	△ 1.0
		取 本	△ 0.6	0.2	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	0.3	0.2	0.1	△ 0.2	△ 0.4
		鳥 取	△ 0.7	△ 0.2	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	0.5	0.0	0.2	△ 0.9	△ 1.2
		熊 取	△ 0.8	△ 0.1	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	0.4	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
		長 崎	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	0.1	0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.4
		高 崎	△ 0.8	△ 0.6	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.4	0.3	0.8	1.0	0.8
		岩 手	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	△ 0.1	△ 0.3
		鹿 角	△ 1.2	0.0	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	1.1	0.4	0.4	△ 0.4	△ 0.2
児	島 賀	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.9	0.8	0.8	0.4	0.2	
	佐 賀	△ 0.9	△ 0.5	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.4	
	森 田	△ 0.4	0.3	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	0.9	0.5	0.2	△ 0.3	△ 3.2	
	崎 田	△ 0.1	0.0	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	0.5	0.1	0.0	△ 0.5	△ 0.8	
	宮 崎	△ 1.1	△ 0.3	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.3	0.6	0.4	0.4	△ 0.2	
沖 縄	△ 0.9	0.0	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	0.4	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.9		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

## (2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県 (注1～3)			消費者物価地域差指数 (全国平均=100)									
			平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
全国			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	東 神 奈 大 愛 埼 千	京	106.5	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4
		川	106.8	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	103.9
		阪	101.3	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.4
		知	99.2	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	98.3
		玉	102.5	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9
		葉	98.4	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山	都	101.6	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9
		庫	101.7	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6
		岡	99.1	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6
		賀	100.4	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8
		城	98.4	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2
		木	100.6	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7
		島	101.3	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1
		野	98.4	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8
		山	98.4	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5
		重	99.6	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	98.7
		梨	99.8	98.9	99.6	99.9	98.6	98.9	98.9	99.9	99.9	
C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	馬	97.4	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3
		山	99.8	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	98.1
		川	103.7	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7
		川	99.2	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6
		良	97.1	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3
		城	98.0	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0
		岡	97.4	97.4	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0
		口	100.7	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1
		阜	97.9	97.5	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8
		井	99.0	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0
D ランク	島 分 形 媛 根 取 熊 本 崎 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖	山	101.5	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8
		分	98.9	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5
		形	100.8	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6
		媛	98.6	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7
		根	101.8	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	100.3
D ランク	島 熊 本 崎 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖	取	99.1	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9
		本	100.1	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3
		崎	103.3	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	100.6
		知	99.3	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4
		手	98.7	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4
		島	100.7	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	97.8
		賀	98.0	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	98.1
		森	99.8	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3
		田	97.5	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	98.6
		崎	96.9	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.4	97.5
		縄	99.5	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	100.4	100.3	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

## 6 労働者数等の推移

### (1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
A ランク	東京	727	737	750	797	-	0.0	1.4	1.7	6.3	-
	神奈川	270	273	276	299	-	1.0	0.8	1.4	8.2	-
	大阪	376	384	392	389	-	2.2	2.2	2.0	△ 0.7	-
	愛知	299	300	302	319	-	0.6	0.5	0.7	5.5	-
	埼玉	207	208	209	211	-	1.8	0.5	0.3	1.2	-
	千葉	167	168	169	186	-	0.7	0.4	0.8	9.8	-
B ランク	京都	86	87	88	92	-	1.5	0.7	1.0	4.2	-
	兵庫	171	172	172	180	-	0.3	0.7	△ 0.2	4.7	-
	静岡	140	140	140	140	-	0.8	0.2	0.1	△ 0.2	-
	滋賀	48	48	49	51	-	2.5	0.6	2.2	3.5	-
	茨城	99	100	100	99	-	1.0	0.6	0.3	△ 0.5	-
	栃木	71	72	71	70	-	0.3	0.9	△ 0.5	△ 1.7	-
	広島	100	100	101	105	-	0.0	0.0	0.4	4.6	-
	長野	71	72	73	75	-	1.0	1.2	0.8	2.8	-
	富山	41	41	42	42	-	△ 0.1	0.6	1.1	0.1	-
	三重	62	62	63	65	-	1.1	△ 0.2	0.8	3.3	-
C ランク	山梨	27	27	28	29	-	1.7	0.0	1.4	4.1	-
	群馬	71	71	71	73	-	0.5	0.5	0.1	3.4	-
	岡山	67	67	68	68	-	1.1	1.0	0.4	0.5	-
	石川	43	43	44	43	-	1.3	1.7	0.2	△ 1.8	-
	香川	33	33	34	34	-	△ 2.8	0.7	1.5	0.9	-
	奈良	34	34	33	39	-	△ 0.6	0.7	△ 1.7	16.4	-
	宮城	83	83	83	81	-	0.9	0.8	△ 0.8	△ 2.3	-
	福岡	168	166	166	180	-	0.0	△ 1.1	0.3	8.4	-
	山口	48	49	50	48	-	1.6	1.9	1.5	△ 2.5	-
	岐阜	65	67	66	68	-	2.2	2.1	△ 0.2	2.0	-
	福井	29	29	29	30	-	△ 1.0	1.1	0.8	0.7	-
	和歌山	27	28	28	29	-	△ 1.1	3.1	0.9	3.3	-
	北海道	176	175	177	177	-	1.1	△ 0.1	0.9	△ 0.3	-
	新潟	81	81	81	80	-	0.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	-
徳島	23	23	23	24	-	1.1	0.9	△ 0.1	4.4	-	
D ランク	福島	67	67	68	65	-	2.2	0.1	1.2	△ 4.3	-
	大分	39	39	39	38	-	1.5	0.4	0.2	△ 2.5	-
	山形	38	38	38	38	-	1.5	0.3	0.5	△ 0.9	-
	愛媛	43	43	43	45	-	△ 0.1	0.0	0.4	3.8	-
	島根	23	23	24	23	-	1.8	0.1	1.7	△ 1.2	-
	鳥取	18	18	18	18	-	1.4	0.4	0.9	△ 3.7	-
	熊本	54	54	54	57	-	0.2	0.6	0.3	5.2	-
	長崎	42	42	42	43	-	△ 0.2	0.8	△ 0.1	1.9	-
	高知	21	21	22	23	-	△ 0.6	2.0	2.2	2.8	-
	岩手	41	42	41	42	-	△ 0.7	0.8	△ 0.4	2.4	-
	鹿児島	48	47	47	51	-	△ 1.2	△ 1.1	0.5	8.2	-
	佐賀	26	26	25	28	-	0.8	0.4	△ 1.2	8.5	-
	青森	39	40	41	42	-	1.8	1.6	1.0	4.5	-
	秋田	32	32	32	33	-	0.7	1.5	0.4	2.1	-
	宮崎	32	31	31	34	-	△ 2.5	△ 1.2	0.5	9.5	-
	沖縄	40	41	41	46	-	1.1	1.3	1.5	11.0	-
全国計		4,777	4,877	5,003	4,981	-	2.1	2.1	2.6	△ 0.4	-

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 令和元年結果は、令和2年7月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
A ランク	東京	935	953	983	1,006	1,028	2.6	1.9	3.1	2.3	2.2
	神奈川	205	209	215	220	223	2.1	2.0	3.2	2.0	1.4
	大阪	339	344	354	362	368	1.4	1.4	2.8	2.2	1.7
	愛知	268	272	281	286	291	1.7	1.7	3.1	1.9	1.8
	埼玉	138	142	148	151	154	1.6	2.5	4.1	2.4	1.7
	千葉	111	114	119	122	124	2.3	2.5	4.6	2.4	2.0
B ランク	京都	72	72	74	75	76	1.2	1.0	2.6	1.4	1.3
	兵庫	132	134	138	141	142	1.1	1.3	3.3	1.8	1.3
	静岡	110	112	115	117	118	0.7	1.1	3.0	1.5	1.2
	滋賀	36	37	38	39	40	1.4	1.7	3.6	2.1	1.8
	茨城	74	75	78	79	80	1.2	1.3	3.1	1.8	1.3
	栃木	54	55	56	57	58	1.1	1.5	2.9	1.8	1.3
	広島	96	97	99	101	102	1.8	1.5	2.5	1.5	0.9
	長野	60	61	62	63	64	1.2	1.4	2.5	1.6	1.0
	富山	36	36	37	37	37	0.9	0.9	2.3	1.0	0.6
	三重	47	47	49	50	50	1.4	1.1	3.2	2.3	1.2
C ランク	山梨	21	21	22	22	22	1.7	1.6	3.3	2.2	1.5
	群馬	57	58	60	61	62	1.2	1.8	3.4	2.2	1.6
	岡山	56	57	59	60	60	1.7	1.7	2.7	1.1	1.2
	石川	36	37	38	38	39	1.8	1.8	3.1	1.7	0.8
	香川	31	31	32	32	33	1.5	1.1	2.5	1.4	0.9
	奈良	23	23	24	25	25	2.3	2.0	3.7	1.9	1.3
	宮城	69	70	72	73	74	1.8	1.4	2.8	1.4	0.9
	福岡	160	162	168	172	174	1.8	1.7	3.6	2.0	1.5
	山口	39	39	40	41	41	1.7	1.6	2.6	1.0	0.7
	岐阜	56	57	59	60	60	1.5	1.5	2.8	1.6	1.2
	福井	25	25	26	26	26	1.6	1.1	2.8	1.1	0.9
	和歌山	23	23	24	24	24	0.8	1.1	2.8	1.2	0.8
	北海道	146	148	152	154	156	1.2	1.4	2.7	1.2	1.1
新潟	71	71	72	73	73	0.6	0.6	1.6	1.2	0.6	
徳島	19	20	20	20	20	1.6	1.4	1.0	0.4	0.7	
D ランク	福島	56	56	58	58	58	2.9	1.3	2.0	0.9	0.4
	大分	32	32	33	34	34	1.2	0.8	2.5	1.0	0.1
	山形	32	32	32	33	33	1.1	0.3	1.6	0.8	0.2
	愛媛	39	39	40	41	41	1.3	1.4	2.5	1.2	0.5
	島根	20	20	20	21	21	0.7	0.4	1.9	0.7	0.3
	鳥取	16	16	16	16	16	1.7	1.0	2.3	1.0	0.7
	熊本	46	46	48	49	49	1.6	0.8	2.5	2.4	1.1
	長崎	35	36	37	37	37	1.3	1.2	2.3	0.8	0.0
	高知	19	19	20	20	20	0.8	0.7	1.8	0.5	0.1
	岩手	36	36	37	37	37	0.9	0.4	1.6	0.6	0.2
	鹿児島	44	44	45	46	46	1.2	0.7	2.2	0.9	0.8
	佐賀	23	23	24	24	24	1.8	1.0	1.9	1.2	0.6
	青森	35	35	36	36	36	0.7	0.6	1.7	0.7	0.3
	秋田	28	28	29	29	29	0.4	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2
宮崎	28	29	29	30	30	1.3	0.9	2.7	1.5	0.9	
沖縄	38	39	41	42	43	3.4	3.1	4.4	2.7	2.2	
全国計	4,070	4,134	4,256	4,335	4,399	1.8	1.6	3.0	1.8	1.5	

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

(=雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）					
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	
A ランク	東京	742	752	768	792	806		1.3		2.2	3.1	1.8
	神奈川	466	478	485	496	509		0.1		1.6	2.3	2.6
	大阪	424	429	434	442	458		0.2		1.0	1.9	3.6
	愛知	390	392	396	408	415		△ 0.5		1.1	3.0	1.7
	埼玉	372	376	383	393	399		1.4		1.9	2.7	1.5
	千葉	321	324	327	332	336		0.5		1.0	1.5	1.0
B ランク	京都	130	133	135	136	137		0.7		1.4	1.0	1.0
	兵庫	263	268	272	275	275		0.3		1.4	1.1	0.0
	静岡	193	194	197	200	199		△ 0.1		1.4	1.6	△ 0.3
	滋賀	70	70	73	76	77		△ 2.7		5.3	3.1	1.6
	茨城	147	148	148	150	150		0.2		0.5	0.8	0.3
	栃木	102	102	102	103	103		0.0		0.4	0.6	0.2
	広島	140	141	143	143	144		0.8		0.9	0.5	0.7
	長野	111	111	112	113	113		1.2		0.6	1.3	0.2
	富山	56	56	56	56	56		0.5		△ 0.2	0.5	0.5
	三重	94	95	93	96	99		0.7		△ 2.0	3.6	3.1
C ランク	山梨	42	42	44	45	45		△ 3.5		5.1	3.0	△ 0.2
	群馬	99	100	100	102	103		0.1		0.6	1.5	0.7
	岡山	93	94	94	95	95		0.4		0.6	0.7	0.3
	石川	60	60	60	61	61		0.3		0.3	0.3	0.2
	香川	48	48	48	49	49		△ 0.6		0.8	1.7	△ 0.2
	奈良	63	64	65	65	66		0.5		1.6	1.2	0.5
	宮城	116	116	119	121	123		△ 0.7		2.7	1.8	1.1
	福岡	247	249	253	257	259		0.9		1.6	1.5	0.7
	山口	67	69	69	70	69		0.1		0.7	1.0	△ 0.4
	岐阜	109	110	111	113	113		1.0		1.3	1.5	0.4
	福井	43	42	42	42	42		4.4	△ 0.7	△ 1.7	1.2	0.5
	和歌山	48	48	49	47	48		1.0		0.6	△ 2.9	1.5
	北海道	256	257	258	264	266		0.5		0.4	2.3	0.9
	新潟	117	117	118	119	119		0.6		0.5	0.9	0.3
徳島	36	36	36	36	36		0.0	△ 0.3	0.0	0.8	0.0	
D ランク	福島	97	97	98	98	98		△ 0.1		0.4	0.4	0.1
	大分	57	58	58	59	59		1.1		0.3	1.0	1.0
	山形	59	57	57	58	58		1.6	△ 2.0	△ 1.6	1.8	1.6
	愛媛	67	67	67	68	68		1.4		0.3	1.3	0.4
	島根	34	34	34	36	36		△ 0.3		0.3	4.9	△ 0.6
	鳥取	29	29	30	30	30		0.7		1.7	1.4	0.0
	熊本	88	89	90	91	91		1.3		1.1	1.1	0.4
	長崎	67	67	67	68	67		0.5		0.2	1.3	△ 0.4
	高知	36	36	36	36	36		0.0		0.0	0.6	0.0
	岩手	64	65	66	67	67		0.6		0.2	1.8	△ 0.1
	鹿児島	77	79	81	81	80		1.9		1.6	0.4	△ 1.6
	佐賀	43	42	43	44	42		0.0	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5
	青森	65	65	65	65	65		△ 0.2		0.3	0.5	0.3
	秋田	49	49	49	49	49		△ 2.0	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.2
	宮崎	54	55	55	55	55		△ 2.0		0.5	0.7	0.2
	沖縄	67	68	69	71	73		2.9		1.5	2.3	2.7
全国計	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724		0.5	1.0	1.0	2.1	0.9	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。  
 2 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。  
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。  
 4 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

# Ⅲ 業務統計資料編

## 令和元年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審年月日 (答申日)	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	985	1013	28	2.84%	8月5日	●	10月1日
A	神奈川	983	1011	28	2.85%	8月5日	●	10月1日
A	大阪	936	964	28	2.99%	8月5日	○	10月1日
A	愛知	898	926	28	3.12%	8月5日	○	10月1日
A	埼玉	898	926	28	3.12%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	895	923	28	3.13%	8月5日	●	10月1日
B	京都	882	909	27	3.06%	8月5日	●	10月1日
B	兵庫	871	899	28	3.21%	8月5日	○	10月1日
B	静岡	858	885	27	3.15%	8月8日	●	10月4日
B	滋賀	839	866	27	3.22%	8月7日	● ▲	10月3日
B	茨城	822	849	27	3.28%	8月5日	▲	10月1日
B	栃木	826	853	27	3.27%	8月5日	○	10月1日
B	広島	844	871	27	3.20%	8月5日	●	10月1日
B	長野	821	848	27	3.29%	8月8日	●	10月4日
B	富山	821	848	27	3.29%	8月5日	○	10月1日
B	三重	846	873	27	3.19%	8月5日	○	10月1日
B	山梨	810	837	27	3.33%	8月5日	●	10月1日
C	群馬	809	835	26	3.21%	8月9日	● ▲	10月6日
C	岡山	807	833	26	3.22%	8月6日	●	10月2日
C	石川	806	832	26	3.23%	8月6日	○	10月2日
C	香川	792	818	26	3.28%	8月5日	○	10月1日
C	奈良	811	837	26	3.21%	8月9日	○	10月5日
C	宮城	798	824	26	3.26%	8月5日	▲	10月1日
C	福岡	814	841	27	3.32%	8月5日	●	10月1日
C	山口	802	829	27	3.37%	8月9日	●	10月5日
C	岐阜	825	851	26	3.15%	8月5日	○	10月1日
C	福井	803	829	26	3.24%	8月7日	○	10月4日
C	和歌山	803	830	27	3.36%	8月5日	○	10月1日
C	北海道	835	861	26	3.11%	8月7日	●	10月3日
C	新潟	803	830	27	3.36%	8月9日	●	10月6日
C	徳島	766	793	27	3.52%	8月5日	● ▲	10月1日
D	福島	772	798	26	3.37%	8月5日	●	10月1日
D	大分	762	790	28	3.67%	8月5日	●	10月1日
D	山形	763	790	27	3.54%	8月5日	●	10月1日
D	愛媛	764	790	26	3.40%	8月5日	○	10月1日
D	島根	764	790	26	3.40%	8月1日	○	10月1日
D	鳥取	762	790	28	3.67%	8月9日	●	10月5日
D	熊本	762	790	28	3.67%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	762	790	28	3.67%	8月7日	●	10月3日
D	高知	762	790	28	3.67%	8月8日	○	10月5日
D	岩手	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	鹿児島	761	790	29	3.81%	8月7日	●	10月3日
D	佐賀	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	青森	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	秋田	762	790	28	3.67%	8月7日	●	10月3日
D	宮崎	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	沖縄	762	790	28	3.67%	8月6日	●	10月3日
全国加重平均額		874	901			-		-

備考

- 1 全国加重平均額 901円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致 16件 ●使用者側反対 24件 ▲労働者側反対 2件  
 ●使側一部反対 2件 ▲●労側一部反対・使側一部反対 3件
- 3 答申時期 前年より早い 3件 前年より遅い 12件 前年と同じ 32件
- 4 発効日 前年より早い 4件 前年より遅い 12件 前年と同じ 31件
- 5 目安との比較 目安を上回る 19件（前年度23件）
- 6 異議申出状況 45局（前年度43局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度												都道府県名
都道府県名		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	都道府県名
A ラ ン ク	東 京						-1					東 京
	神 奈 川	+3	+1	+3	+3	+1	+1					神 奈 川
	大 阪 知 玉 葉	+1			+2	+2	+1					大 阪 知 玉 葉
B ラ ン ク	千 葉	+6		+2	+2	+2	+1					千 葉
	京 都		+1		+2	+1						京 都
	兵 庫	+2	+2	+3	+2	+1			+1		+1	兵 庫
	静 岡	+3	+2	+3	+2	+1						静 岡
	滋 賀	+2	+1	+3	+2	+1						滋 賀
	茨 城	+2	+2	+1	+1	+1						茨 城
	栃 木											栃 木
	広 島			+1	+1	+2	+1	+1				広 島
	長 野	+2		+2	+1							長 野
	山 重 三 山	+2	+2	+4	+1	+1	+1					山 重 三 山
C ラ ン ク	群 馬	+2	+1	+2	+1					+1		群 馬
	岡 山	+3	+1	+2	+2	+2				+1		岡 山
	石 川	+2		+2	+1							石 川
	香 川	+2	+2	+3	+2	+2	+1			+1		香 川
	奈 良	+2	+1	+2	+1		+1	+1				奈 良
	宮 城	+2	*		+1					+1		宮 城
	福 岡	+2	+2	+2	+1	+1					+1	福 岡
	山 口	+2	+2	+2	+1						+1	山 口
	岐 阜			+2	+1							岐 阜
	福 井	+2		+2	+1	+1						福 井
D ラ ン ク	和 歌 山			+1	+1					+1	+1	和 歌 山
	北 海 道										+1	北 海 道
	新 潟	+2	+1	+2	+2				+1		+1	新 潟
	徳 島	+2	+1	+3	+2					+1	+1	徳 島
	福 島	+3	*	+2	+1	+1				+1	+2	福 島
	大 山	+2	+3	+2	+1		+1			+2	+1	大 山
	愛 媛	+4	+1	+3	+1	+2				+1		愛 媛
	島 根	+2	+2	+3	+2	+1				+2		島 根
	鳥 取	+2	+3	+2	+2	+2			+1	+1	+2	鳥 取
	熊 本	+2	+3	+3	+1		+1			+1	+2	熊 本
ク	長 崎	+3	+3	+2	+1		+1			+2	+2	長 崎
	高 知	+3	+3	+3	+1		+1			+2	+2	高 知
	手 知	+1	+2	+3	+2				+1	+2	+2	手 知
	岩 手	+3	* 4	+4	+2		+1			+1	+2	岩 手
	鹿 児 島	+2	+4	+3	+1					+1	+3	鹿 児 島
	佐 賀	+3	+3	+3	+1	+1				+2	+2	佐 賀
	青 森	+2	+1	+2	+1	+1				+1	+2	青 森
	秋 田	+3	+1	+3	+1	+1				+1	+2	秋 田
	宮 崎	+3	+3	+3	+1					+1	+2	宮 崎
	沖 縄	+3	+2	+4	+1					+1	+2	沖 縄

\*平成23年度の岩手、宮城及び福島については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	都道府県
A ラ ン ク	東 京	10.24	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東 京
	神 奈 川	10.21	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	神 奈 川
	大 阪	10.15	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	大 阪
	愛 知	10.24	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 知
	埼 玉	10.16	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼 玉
千 葉	10.24	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千 葉	
B ラ ン ク	京 都	10.17	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	京 都
	兵 庫	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵 庫
	静 岡	10.14	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	静 岡
	滋 賀	10.21	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	滋 賀
	茨 城	10.16	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	茨 城
	栃 木	10.7	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃 木
	広 島	10.30	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広 島
	長 野	10.29	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	長 野
	富 山	10.27	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富 山
	三 重	10.22	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三 重
山 梨	10.17	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	山 梨	
C ラ ン ク	群 馬	10.9	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	群 馬
	岡 山	11.5	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	岡 山
	石 川	10.30	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	石 川
	香 川	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香 川
	奈 良	10.24	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	奈 良
	宮 城	10.24	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	宮 城
	福 岡	10.22	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	福 岡
	山 口	10.29	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	山 口
	岐 阜	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐 阜
	福 井	10.21	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	福 井
和歌山	10.29	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山	
ク	北海道	10.15	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	北海道
	新 潟	10.21	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	新 潟
	徳 島	10.16	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.1	10.5	10.1	徳 島
	福 島	10.24	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	福 島
D ラ ン ク	大 分	10.24	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	大 分
	山 形	10.29	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	山 形
	愛 媛	10.27	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 媛
	島 根	10.24	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	島 根
	鳥 取	10.31	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	鳥 取
	熊 本	11.5	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	熊 本
	長 崎	11.4	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	長 崎
	高 知	10.27	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	高 知
	岩 手	10.30	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	岩 手
	鹿 児 島	10.28	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	鹿 児 島
佐 賀	10.29	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	佐 賀	
ク	青 森	10.29	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	青 森
	秋 田	11.3	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	秋 田
	宮 崎	11.4	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	宮 崎
沖 縄	11.5	11.6	10.25	10.26	10.24	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	沖 縄	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(円)

年度 ランク	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
全 国	730 (2.38)	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)
Aランク	792 (2.99)	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)
Bランク	724 (1.97)	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)
Cランク	686 (1.93)	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)
Dランク	643 (1.90)	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。  
 2 ( )内は引上げ率(%)を示す。  
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。  
 4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 区分	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
① 最高額 (円)	821	837	850	869	888	907	932	958	985	1,013
	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
② 最低額 (円)	642	645	652	664	677	693	714	737	761	790
	※1	岩手 高知 沖縄	島根 高知	※2	※3	※4	宮崎 沖縄	※5	鹿児島	※6
格差 ②/①×100	78.2	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0

- ※1 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
- ※2 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
- ※3 鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
- ※4 鳥取、高知、宮崎、沖縄
- ※5 高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- ※6 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## (6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
A ラ ン ク	東 京	3.79	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84
	神 奈 川	3.68	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85
	大 阪	2.23	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99
	愛 知	1.78	0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12
	埼 玉	2.04	1.20	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12
	千 葉	2.20	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13
B ラ ン ク	京 都	2.74	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06
	兵 庫	1.80	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21
	静 岡	1.68	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15
	滋 賀	1.88	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22
	茨 城	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28
	栃 木	1.75	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27
	広 島	1.73	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20
	長 野	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29
	富 山	1.77	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29
	山 重	1.71	0.42	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19
	三 山	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33
C ラ ン ク	群 馬	1.78	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21
	岡 山	1.94	0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22
	石 川	1.78	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23
	香 川	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28
	奈 良	1.77	0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21
	宮 城	1.81	0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26
	福 岡	1.76	0.43	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32
	山 口	1.79	0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37
	岐 阜	1.44	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15
	福 井	1.79	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24
和 歌 山	1.48	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	
	北 海 道	1.92	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11
	新 潟	1.79	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36
	徳 島	1.90	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52
D ラ ン ク	福 島	2.02	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37
	大 分	1.90	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67
	山 形	2.22	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54
	愛 媛	1.90	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40
	島 根	1.90	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40
	鳥 取	1.90	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67
	熊 本	2.06	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67
	長 崎	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67
	高 知	1.74	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67
	岩 手	2.06	0.16	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67
	鹿 児 島	1.90	0.78	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81
	佐 賀	2.07	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67
	青 森	1.90	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67
秋 田	2.06	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	
宮 崎	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	
沖 縄	2.07	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	

## 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成23～令和2年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成23	14,298	1,481	10.4	41.3	51.8	6.9	201,362	5,275	2.6
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2

(注)各年とも1～3月の結果である。

業種別法違反の状況（令和2年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	5,689	753	13.2%	5,231	703	13.4%	468	50	10.7%
01 食料品製造業	1,693	206	12.2%	1,680	204	12.1%	13	2	15.4%
02 繊維工業	417	59	14.1%	412	59	14.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	613	74	12.1%	613	74	12.1%	0	0	0.0%
04 木材・木製品製造業	164	15	9.1%	164	15	9.1%	0	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	86	12	14.0%	86	12	14.0%	0	0	0.0%
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	171	23	13.5%	171	23	13.5%	0	0	0.0%
07 印刷・製本業	179	18	10.1%	178	18	10.1%	1	0	0.0%
08 化学工業	433	58	13.4%	432	57	13.2%	1	1	100.0%
09 窯業土石製品製造業	158	19	12.0%	134	14	10.4%	24	5	20.8%
10 鉄鋼業	24	2	8.3%	16	1	6.3%	8	1	12.5%
11 非鉄金属製造業	32	5	15.6%	24	4	16.7%	8	1	12.5%
12 金属製品製造業	320	40	12.5%	320	38	11.9%	10	2	20.0%
13 一般機械器具製造業	207	25	12.1%	107	14	13.1%	100	11	11.0%
14 電気機械器具製造業	332	66	19.9%	96	42	43.8%	236	24	10.2%
15 輸送用機械等製造業	66	8	12.1%	24	6	25.0%	42	2	4.8%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
17 その他の製造業	793	123	15.5%	773	122	15.8%	20	1	5.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	0.0%
03 建設業	157	24	15.3%	157	24	15.3%	0	0	0.0%
04 運輸交通業	40	10	25.0%	40	10	25.0%	0	0	0.0%
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
02 道路旅客運送業	11	4	36.4%	11	4	36.4%	0	0	0.0%
03 道路貨物運送業	27	6	22.2%	27	6	22.2%	0	0	0.0%
04 その他の運輸交通業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
05 貨物取扱業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	0.0%
1号～5号 計	5,892	787	13.4%	5,434	737	13.6%	468	50	10.7%
06 農林業	88	22	25.0%	88	22	25.0%	0	0	0.0%
07 畜産・水産業	39	5	12.8%	39	5	12.8%	0	0	0.0%
08 商業	5,140	606	11.8%	5,093	599	11.8%	47	7	14.9%
01 卸売業	854	95	11.1%	854	95	11.1%	0	0	0.0%
02 小売業	3,536	437	12.4%	3,489	430	12.3%	47	7	14.9%
03 理美容業	643	60	9.3%	643	60	9.3%	0	0	0.0%
04 その他の商業	107	14	13.1%	107	14	13.1%	0	0	0.0%
09 金融・広告業	83	10	12.0%	83	10	12.0%	0	0	0.0%
10 映画・演劇業	6	0	0.0%	6	0	0.0%	0	0	0.0%
11 通信業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	0.0%
12 教育・研究業	72	10	13.9%	72	10	13.9%	0	0	0.0%
13 保健衛生業	707	100	14.1%	707	100	14.1%	0	0	0.0%
01 医療保健業	113	19	16.8%	113	19	16.8%	0	0	0.0%
02 社会福祉施設	565	77	13.6%	565	77	13.6%	0	0	0.0%
03 その他の保健衛生業	29	4	13.8%	29	4	13.8%	0	0	0.0%
14 接客娯楽業	2,929	457	15.6%	2,929	467	15.9%	0	0	0.0%
01 旅館業	625	104	16.6%	625	104	16.6%	0	0	0.0%
02 飲食店	2,142	341	15.9%	2,142	341	15.9%	0	0	0.0%
03 その他の接客娯楽業	162	22	13.6%	162	22	13.6%	0	0	0.0%
15 清掃・と畜業	366	36	9.8%	366	36	9.8%	0	0	0.0%
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
17 その他の事業	273	37	13.6%	273	37	13.6%	0	0	0.0%
01 派遣業	20	3	15.0%	20	3	15.0%	0	0	0.0%
02 その他の事業	253	34	13.4%	253	34	13.4%	0	0	0.0%
6号～17号 計	9,708	1,283	13.2%	9,661	1,286	13.3%	47	7	14.9%
合計	15,600	2,080	13.3%	15,095	2,023	13.4%	515	57	11.1%